

ユースエール認定企業になるまでの流れ

福島労働局(05.01)

求人申込 又は募集

2

認定基準

の確認

学卒求人など青少年を対象とした通常の労働者の求人申込み又は募集(準備)

- いわゆる「正社員」として採用されるものに限ります。
- ただし、正社員であっても、派遣求人は基準を満たしません。
- 既卒3年以内の方が応募可能なものに限ります。
- ・一般求人の場合は、35歳未満の若年者向け求人に限ります。

申請する時点で、 左側の項目が満たされている 有効中の求人が必要!

認定基準を確認し福島労働局へ申請書等関係書類を提出

- ※認定基準は別紙をご覧ください。
- 1、認定基準を満たしていることを確認させていただくため、別添1~8までの必要書類(裏面参照)を 提出してください。
- 2、自社のホームページなどで下記の雇用情報を公表するか、もしくは厚生労働省の「若者雇用促進 総合サイト」で公表するための準備をしてください。

2、について

ことを確認して下さい。

- ①直近3事業年度の新卒者等の採用者数及び離職者数
- ②直近3事業年度の新卒者等の男女別採用者数
- ③直近3事業年度において採用した35歳未満の正社員(入社日時点で35歳未満の者)の数
- 4平均継続勤務年数
- ⑤従業員の平均年齢
- ⑥研修の内容
- ⑦自己啓発支援の有無及びその内容
- ⑧メンター制度の有無
- ⑨キャリアコンサルティング制度の有無及び内容
- ⑩社内検定等の制度の有無及びその内容
- ⑪申請前事業年度の月平均所定外労働時間
- (1)申請前事業年度の有給休暇の平均取得日数
- ③申請前事業年度の育児休業の男女別取得状況

男性は申請前事業年度に配偶者が出産した者の数及び育児休業を取得した者の数

女性は申請前事業年度に出産した者の数及び育児休業を取得した者の数

(4)役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合

「基準適合事業主認定通知書」の交付

- 審査には1ヶ月程度かかります。福島労働局にて審査、認定・不認定の決定。
- 「基準適合事業主認定通知書」は福島労働局長名で交付されます。

認定を受けたら・・

- 厚生労働省の「若者雇用促進総合サイト」にて企業情報を公開します。
- ・若者雇用促進法に基づく認定マークを使用することができます。
- ・ハローワークの求人票にユースエール認定企業である旨表示します。
- 労働局主催の面接会などに優先的に参加できます。
- 毎事業年度ごとに基準適合確認書類を提出し認定基準を満たしていれば、認定は継続されます。



認定マークの数字は、

取得された年度が 記載されています!

①~⑭は、学卒求人票の裏面、「青少年雇用情報」

・ハローワーク求人以外の職業紹介事業者に正社員

求人を提出している場合、①~⑭が網羅されている

出されている場合は、別途登録は不要です。

の部分の内容になります。ハローワークに求人票を

3 認定



4 認定後



🚰 福島労働局・ハローワーク

必要書類について

◇申請に必要な書類

別添1 基準適合事業主認定申請書

別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書

別添3 人材育成方針·教育訓練計画報告書

別添4 労働時間等実績報告書

別添5 有給休暇取得実績報告書

別添6 育児休業等取得実績報告書

別添7 関係法令遵守状況報告書

別添8 誓約書(認定申請用)



Q:書類は、どこからダウンロードするの?

A: <u>福島労働局ホームページ</u>から ダウンロードできます!

> ①右側面の「お知らせ・ご案内」の中の 「ユースエール認定企業」をクリック!

②下の方にスクロールすると、

一括ダウンロードするところがあります。

また、<u>電子申請</u>での提出も可能に なっています!

◇ 添付書類として、以下の書類のうち、必要な書類を併せて提出

※添付書類の詳細は「認定申請様式の添付書類・留意事項等」を参照ください

- 青少年を対象とした正社員求人又は募集が確認できる書面の写し
- ・労働者のうち正社員の賃金台帳もしくはタイムカード等の労働時間が確認できる 書面の写し
- 労働者の出勤簿等の写し
- ・育児休業等の取得実績が無いものの育児休業制度が整備されている場合、就業 規則又は労働協約の写し(育児休業の部分)
- ・認定申請時を含む直近3事業年度において次世代育成支援推進法(平成15年法律 第120号。以下「次世代法」という。)第13条または第15条の2に規定する認定を受け た場合、基準適事業主認定通知書の写し

◇認定後に必要な書類

- •企業情報報告書
- ・写真データ 3枚(外観や作業風景、製品など)

・認定後、「企業情報報告書」をメールにて 担当者様へお送りします。 直接入力し返信して下さい。

完成すると!

厚生労働省「若者雇用促進総合サイト」で ご覧いただけます。

◇ 基準適合確認書類(毎事業年度終了後1ヶ月以内に提出)

別添12 認定状況報告書

別添2 新規学卒者等採用実績及び定着状況報告書

別添3 人材育成方針・教育訓練計画報告書

別添4 労働時間等実績報告書

別添5 有給休暇取得実績報告書

別添6 育児休業等取得実績報告書

別添13 誓約書(報告用)

企業情報報告書(写真の変更がある場合は、添付して提出してください。)

・企業の事業年度が終わる前に 更新のお知らせメールを担当者様へ お送りいたします。

(更新様式も一緒にお送りします!)

